

佐賀県医療的ケア児等防災アドバイザー派遣実施要綱

(目的)

第1条 医療的ケア児等の防災について知識・経験のある者を「佐賀県医療的ケア児等防災アドバイザー」(以下「防災アドバイザー」という。)として委嘱し、佐賀県医療的ケア児支援センター(以下「センター」という。)と連携しながら県内の医療的ケア児等の防災に係る支援を行うことで、医療的ケア児等とその家族や支援者による「自助」や「共助」、県内各自治体による「公助」が連携した支援を推進することを目的とする。

(防災アドバイザー)

第2条 防災アドバイザーは県が選定し、委嘱状を交付する。

第3条 防災アドバイザーの任期は、委嘱状を交付した日から翌3月31日までとする。

(用務内容)

第4条 防災アドバイザーは、以下の用務を行うものとする。

(1) 医療的ケア児の防災に関する相談対応への助言

センターが受ける相談のうち、防災に関するものであって、防災アドバイザーの知見が必要とセンターが判断したものについて、相談対応に関する助言を行う。

(2) 県内の市町が実施する個別避難計画作成や避難訓練への助言

県内の市町が実施する医療的ケア児等の避難訓練や個別避難計画の作成について、市町に対し助言する。

(3) 県関係各課との連携

障害福祉課や社会福祉課等の県関係各課からの医療的ケア児等の防災に関する問合せに対応する。

(県への報告)

第5条 防災アドバイザーは、1か月ごとに従事した用務件数等について県へ報告するものとする。

(派遣等に係る費用)

第6条 防災アドバイザーの派遣等に係る費用については、次のとおり県から

防災アドバイザーに支払う。

(1) 人件費：2, 500円（1時間あたり）

防災アドバイザー用務に要した時間に基づき支払う。

通信による調整等に要した時間も対象とする。

(2) 旅費：県の旅費規程に基づき算出される実費相当額

(守秘義務)

第7条 防災アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。防災アドバイザーを退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 防災アドバイザーの派遣等に係る庶務は、佐賀県健康福祉部障害福祉課が取扱う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防災アドバイザー派遣に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から適用する。